

大阪広域水道企業団告示第 8 号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の 2 の規定により、大阪広域水道企業団の業務に係る公金の収納の事務の一部を平成31年 4 月 1 日付けで次のとおり委託した。

平成31年 4 月 1 日

大阪広域水道企業団企業長 竹山 修身

- 1 委託事務
 派出所等における収納の事務
- 2 受託者の名称等

委託事務の範囲	受託者	受託者の所在地	派出所等の名称	派出所等の所在地
忠岡水道事業における水道料金等収納事務及び忠岡町から大阪広域水道企業団が受託した下水道使用料収納事務	忠岡町	大阪府泉北郡忠岡町忠岡東一丁目34番 1 号	忠岡町会計課収納窓口	大阪府泉北郡忠岡町忠岡東一丁目34番 1 号
			忠岡町会計課	